

報告第1号

専決処分したものにつき承認を求めることについて

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成22年6月2日提出

加西市長 中 川 暢 三

専決第1号

専 決 処 分 書

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が、平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要があるが生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成22年3月31日

加西市長 中 川 暢 三

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 44 条第 2 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第 3 項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「当該給与所得者について」を「、当該給与所得者について」に、「申告」を「申出」に、「、その事情」を「その事情」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 第 1 項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第 47 条の 2 第 1 項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢 65 歳以上の者である場合における前 2 項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第 45 条第 1 項中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

第 48 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 5」を「第 2 条第 12 号の 7 の 7」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第 17 条を削り、附則第 17 条の 2 を附則第 17 条とする。

附則第 20 条の 7 第 1 項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 2 項第 3 号、同条第 3 項及び第 5 項第 3 号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第 6 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第 20 条の 8 第 1 項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第 30 条中「第 2 項、第 13 項、第 28 項、第 29 項、第 33 項、第 36 項、第 37 項、第 39 項、第 40 項、第 42 項から第 45 項まで、第 47 項、第 49 項から第 55 項まで若しくは第 57 項」を「第 1 項、第 9 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項、第 31 項、第 33 項から第 36 項まで、第 38 項、第 40 項、第 41 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第20条の7及び第20条の8第1項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）が平成22年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の一部を改正する必要が生じたが、施行日が急迫し、議会を招集する暇がなかったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会の承認を求めるもの。

【改正要旨】

個人市民税関係

1. 公的年金からの特別徴収制度の対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して給与から特別徴収の方法により徴収することができることとする。（第44条、第45条関係）

特別土地保有税関係

1. 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社又は合同会社が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置が廃止されたことに伴う所要の改正を行う。（附則第17条、第17条の2関係）

固定資産税及び都市計画税関係

1. 固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例の改廃に伴う所要の改正を行う。（附則第30条関係）

①新規追加措置されたもの

- ・ 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社等が平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に、国の補助又は国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間はその価格の2分の1とする。（新46項）

②廃止されたもの

- i 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧28項）
- ii 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧36項）
- iii 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄分の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧37項）
- iv 日本電気計器検定所が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧50項）
- v 日本消防検定協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧51項）

- vi 小型船舶検査機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧 52 項）
- vii 軽自動車検査協会が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧 53 項）
- viii 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道再生事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧 54 項）

その他

1. 地方税法以外の法律の改正等に伴い所要の改正を行う。（第 48 条、附則第 20 条の 7、第 20 条の 8 関係）
 - ①法人税法の改正に伴い引用する条文に条ずれが生じたことによる改正（第 48 条）
 - ②法律の名称の変更に伴う法律の名称等の変更（附則第 20 条の 7、第 20 条の 8 関係）